

アメリカの連邦資金公開に関する法改正

—2014 年 DATA 法の制定—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 原田 久義

目 次

はじめに

I 法改正の経緯と目的

- 1 「2006 年連邦資金に係る説明責任及び透明性の確保に関する法律」の制定及び改正
- 2 「2014 年 DATA 法」による改正の背景と目的

II 2014 年 DATA 法の概要

- 1 公開情報の拡大（第 3 条）
- 2 財務データの標準化（第 4 条）
- 3 連邦資金受領団体の報告の簡素化（第 5 条）
- 4 連邦資金支出に関する説明責任の強化（第 6 条）

おわりに

翻訳：2006 年連邦資金に係る説明責任及び透明性の確保に関する法律（2014 年改正）

キーワード：行政管理、予算、財務省、連邦支出、連邦機関、説明責任、透明性、財務データ
基準、USASpending.gov

要 旨

2014年5月9日、「2014年デジタル情報による説明責任及び透明性の確保に関する法律」が成立した。同法は、「2006年連邦資金に係る説明責任及び透明性の確保に関する法律」を改正し、連邦機関又は連邦機関の構成体が利用できる、又はそれらの機関等から支出される資金について、ウェブサイトにおける情報公開を規定する。また、財務長官及び行政管理予算局長に対し、公開する連邦資金について、政府全体の財務データ基準を策定することを要求する。併せて、連邦資金受領団体の報告の簡素化及び連邦資金に関する説明責任の強化に関する規定を新設する。

本稿では、法改正の経緯、目的及び改正後の法律の概要を紹介し、併せて改正後の法律の全文を訳出する。

はじめに

USASpending.gov⁽¹⁾は、合衆国政府の助成、委託契約、貸付け及び財政的補助等のデータを一般公開するために、2007年12月に開設されたウェブサイトである。同サイトでは、2008会計年度から現在に至る連邦支給（federal award）を、州、下院議員選挙区（Congressional district）、カウンティ及び郵便番号等により検索することができる。

同サイトの開設は、2006年9月26日に成立した「2006年連邦資金に係る説明責任及び透明性の確保に関する法律」⁽²⁾により規定されたものである。同法は2014年5月9日に改正され、公開情報の拡大、財務データ標準化の推進、連邦資金受領団体の報告の簡素化、連邦資金に関する説明責任の強化が図られた。

本稿では、法改正の経緯、目的及び改正後の法律の概要を紹介し、併せて改正後の法律の全文を訳出する。

I 法改正の経緯と目的

1 「2006年連邦資金に係る説明責任及び透明性の確保に関する法律」の制定及び改正

2006年9月26日に「2006年連邦資金に係る説明責任及び透明性の確保に関する法律」（以下「2006年法」）がブッシュ（George W. Bush）政権下において成立した。オバマ（Barack Obama）前大統領（当時は上院議員）が共同提案者の一人であった2006年法は、最終的な受領者のレベルに至る、連邦支給の完全公開を目的とするもので、略称（第1条）、連邦資金受領団体の完全公開（第2条）、機密情報（第3条）、会計検査院の報告要件（第4条）の全4か

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年3月11日である。

(1) USASpending.gov website <<https://www.usaspending.gov/#/>>

(2) Federal Funding Accountability and Transparency Act of 2006, P.L.109-282. govinfo website <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-120/pdf/STATUTE-120-Pg1186.pdf>>

条から成る。

2006 年法において、連邦支給とは、連邦政府による助成、再助成⁽³⁾、貸付け、支給、協力協定⁽⁴⁾その他の財政的補助の形式並びに委託、再委託、購入発注、作業発注及び配送発注を含むものと定義される。ただし、25,000 ドル⁽⁵⁾未満の個別取引及び 2008 年 10 月 1 日より前のクレジットカード取引は、含まない（第 2 条 (a) 項）。

また、行政管理予算局（Office of Management and Budget: OMB）に対し、2008 年 1 月 1 日までに、2007 会計年度以降の連邦支給に関する情報を掲載するウェブサイトを開設することを要求する。併せて、ウェブサイトに掲載するデータ項目を次のとおり規定する（第 2 条 (b) 項）。

- ・連邦支給受領団体の名称
- ・支給の額
- ・取引種別、資金支出機関、北米産業分類システム（North American Industry Classification System）⁽⁶⁾コード又は連邦国内補助金一覧（Catalog of Federal Domestic Assistance）番号（該当する場合）、政策の根拠及び各資金支出目的を説明する支給の件名から成る支給に関する情報
- ・連邦支給受領団体の所在地及び支給に基づく活動の主な場所（市、州、下院議員選挙区及び国）
- ・連邦支給受領団体の一意識別子及び当該団体が別の団体によって所有されている場合にあっては当該親団体の一意識別子
- ・その他行政管理予算局によって指定された関連情報

この 2006 年法に基づき、行政予算管理局は USASpending.gov を 2007 年 12 月に試験公開版として開設した。

その後 2006 年法は、2008 年 6 月 30 日に成立した「2008 年政府資金に係る透明性の確保に関する法律」⁽⁷⁾により改正され、USASpending.gov に掲載するデータとして、次の項目が加わった（第 2 条 (b) 項第 (1) 号 (F)）。

- ・次に掲げる場合に該当するとき、団体の報酬上位 5 人の役員の氏名及びその報酬総額
 - (i) 団体が、前会計年度において、次の要件を満たす連邦支給を受領したとき。
 - (I) 年間総収入の 80 パーセント以上
 - (II) 年間 2500 万ドル以上
 - (ii) 公衆が、1934 年証券取引法⁽⁸⁾第 13 条 (a) 項若しくは第 15 条 (d) 項（合衆国法典第 15 編第 78m 条 (a) 項、第 78o 条 (d) 項）又は 1986 年内国歳入法⁽⁹⁾第 6104 条の規定に基づいて提出された定期報告書によって、当該団体の上級幹部の報酬に関する情報を得ることができないとき。

(3) 助成金を受領した機関等が、その助成金を元にして別の機関に助成を行うこと。

(4) 連邦政府と州又は地方政府等の間で、金品等の移転に伴い交わされる法律文書。

(5) 1 ドルは約 109 円（平成 31 年 3 月分報告省令レート）。

(6) 1997 年に、アメリカ、カナダ、メキシコの統計当局の協議を経て制定された相互に共通する産業分類。

(7) Government Funding Transparency Act of 2008, 2008 年歳出予算法（Supplemental Appropriations Act, 2008, P.L.110-252. Congress.gov website <<https://www.congress.gov/110/plaws/publ252/PLAW-110publ252.pdf>>）の一部（Title VI）として成立。

(8) Securities Exchange Act of 1934, 15 U.S.C. § 78a et seq. United States Code website <<http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=15+U.S.C.+%81%98+78a&f=treesort&fq=true&num=40&hl=true&edition=prelim&granuleId=USC-prelim-title15-section78a>>

(9) 1986 年税制改革法（Tax Reform Act of 1986, P.L.99-514）の一部

2 「2014 年 DATA 法」による改正の背景と目的

2014 年 5 月 9 日、2006 年法を大幅に改正し、連邦支給データの自由な流通を促進するための「2014 年デジタル情報による説明責任及び透明性の確保に関する法律」⁽¹⁰⁾(以下「2014 年 DATA 法」)が制定された。

2006 年法の制定後、2009 年 1 月に就任したオバマ前大統領は、就任初日に発出した覚書⁽¹¹⁾の中で、①透明性、②国民参加、③官民連携から成るオープンガバメント 3 原則を提示した。次いで同年 2 月には、「2009 年アメリカ景気回復・再投資法」⁽¹²⁾(以下「景気回復法」)が制定され、景気回復法に基づき、約 3000 億ドルを投じる景気刺激政策が実施されることとなった。これに伴い、連邦政府及び公共の監視を目的として、委員長及び主要機関の監察総監 (Inspector General)⁽¹³⁾により構成される、景気回復説明責任透明性委員会 (以下「景気回復委員会」)が設置された。景気回復委員会は、ウェブサイトを開設し、景気回復法に基づき助成を受けたプロジェクトに関する情報へのアクセスを公衆へ提供するとともに、一連のデータ基準を策定し、機関間及びプログラム間のデータ分析を可能とした。また、景気回復委員会は、詐欺取調べ、監査、捜査及び訴追を支援するためのデータ分析センターを設立した。こうした景気委員会による取組は、政府が保有するデータの透明性向上の基礎を築くものであったが、その範囲は自ずと、景気回復委員会に付与された権限に限られていた。また、オバマ前大統領は、2009 年 12 月に「オープンガバメント指令」⁽¹⁴⁾を発令し、オープンガバメントを達成するために、①情報のオンライン公開、②政府情報の質の向上、③オープンガバメント文化の創造と制度化、④オープンガバメントのための有効な施策の枠組みの作成を行政機関に要求した。その手段として、USASpending.gov の活用が例示された。

上述の景気回復委員会の取組を政府全体に拡大するために制定された 2014 年 DATA 法による改正の主な目的は、次の 4 つである。

- ・ 2006 年法を拡充し、連邦機関の直接支出を公開すること、並びに連邦機関の委託契約、貸付け及び助成金支出の情報を連邦機関のプログラムに関連付けることにより、納税者及び政策策定者が、連邦支出の追跡をより効果的に行うことができるようにすること。
- ・ 財務データについての連邦政府全体のデータ基準を確立し、納税者及び政策策定者のために USASpending.gov 上に正確に表示され、一貫性、信頼性があり、かつ、検索可能な政府全体の支出データを提供すること。
- ・ 連邦の資金を受け取る団体の報告を、透明性を高める一方で、報告要件の合理化及び報告義務の遵守に係る費用の削減により、簡素化すること。
- ・ 連邦機関に、提出されたデータの完全性及び正確性に関する説明責任を果たさせることによ

(10) Digital Accountability and Transparency Act of 2014, P.L.113-101, Congress.gov website <<https://www.congress.gov/113/plaws/publ101/PLAW-113publ101.pdf>>

(11) “Transparency and Open Government” January 21, 2009, White House President Barack Obama website <<https://obama.whitehouse.archives.gov/the-press-office/transparency-and-open-government>>

(12) American Recovery and Reinvestment Act of 2009, P.L.111-5, Congress.gov website <<https://www.congress.gov/111/plaws/publ5/PLAW-111publ5.pdf>>

(13) 連邦政府の各省庁や独立委員会などの機関に置かれ、省庁等の活動やプログラムについて、会計検査院 (GAO) の定めた政府監査基準に基づいて、財務諸表など財務関連の監査や、検査、調査及び業績監査を実施する。廣瀬 淳子「アメリカにおける行政評価と行政監視の現状と課題」『レファレンス』664 号, 2006.5, p.50. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999837_po_066404.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>

(14) “Open Government Directive,” December 8, 2009, White House President Barack Obama website <<https://obamawhitehouse.archives.gov/open/documents/open-government-directive>>

り、USASpending.gov に提出されるデータの質を高めること。

II 2014 年 DATA 法の概要

2014 年 DATA 法は、2006 年法の第 2 条中の規定を改めるとともに、第 3 条及び第 4 条を削り、第 3 条から第 8 条まで（連邦資金完全公開（第 3 条）、データ基準（第 4 条）、連邦支給報告の簡素化（第 5 条）、連邦資金支出に関する説明責任（第 6 条）、機密情報及び要保護情報（第 7 条）、私的訴権の否定（第 8 条））を加えた。

1 公開情報の拡大（第 3 条）

新第 3 条において、連邦機関又は連邦機関の構成体が利用できる、又はそれらの機関等から支出される資金について、ウェブサイトに掲載しなければならない情報の範囲が次のとおり拡大された。

- ・支出期限の満了又は未了にかかわらず、各歳出予算勘定における (A) 歳出予算権限額、(B) 支出負担確定額、(C) 支出負担行為未済額、(D) その他予算財源額
- ・各プログラム活動⁽¹⁵⁾ に対する (A) 支出負担確定歳出予算、(B) 支出に係る勘定及び金額
- ・各費目分類に対する (A) 支出負担確定歳出予算、(B) 支出に係る金額
- ・各プログラム活動における (A) 各費目分類に対する支出負担確定金額、(B) 各費目分類に対する支出金額

また、上述の情報は、2014 年 DATA 法の制定日から 3 年以内を起点として、それ以降、少なくとも四半期ごとに、実行可能な場合は毎月、第 2 条に基づき開設したウェブサイトにおいて掲載しなければならない。

2 財務データの標準化（第 4 条）

新第 4 条において、財務長官及び行政管理予算局長は、全ての連邦資金に適用可能な財務データ基準を策定し、データの収集、配布及び公表に当たっては、その基準を適用しなければならないと定める。また、データの要件を次のとおり規定する。

- ・自主的合意基準の整備を行う国際組織、委託及び財政的補助に関する権限を有する連邦機関及び会計基準機関によって開発され、及び維持される共通データ要素その他の広く受容された共通データ要素を取り入れること。
- ・広く受け入れられ、独自仕様でなく検索可能であり、プラットフォームに依存しないコンピュータ可読の形式を取り入れること。
- ・連邦支給及び連邦支給受領団体について、政府全体で一貫して適用され得る一意識別子を含むこと。
- ・適用する会計原則に合致し、これを満たすものであること。
- ・必要に応じた継続的なアップグレードが可能であること。
- ・一貫性があり、かつ、比較可能なデータ（複数のプログラム活動のデータを含む。）を作成

(15) 合衆国政府の年度予算における財政スケジュール及びプログラムに列挙された特定の活動又はプロジェクトと定義する。

すること。

- ・報告期間、報告団体、量的単位その他の関連する属性を伝達するための標準的手段を確立すること。

また、同条は、行政管理予算局長及び財務長官が、2014年DATA法の制定日から1年以内に、連邦機関に対し、上述の規定に基づき策定されるデータ基準について、指導を行うものと規定する。

3 連邦資金受領団体の報告の簡素化（第5条）

（1）報告の見直し

第5条を新設し、行政管理予算局長に対し、連邦機関、州政府及び地方政府を含む連邦支給の受領者等と協議の上、(1) 連邦政府全体を通じた共通報告事項、(2) 財務報告における不必要な重複、(3) 連邦支給の受領者にとって不必要に負担となる報告案件、について見直しを行うことを要求する。

（2）試行プログラムの開設

行政管理予算局長又は同局長が指定する連邦機関は、2014年DATA法の制定日から1年以内に、適切な連邦機関の参加を得て、(A) 連邦政府全体を通じた報告事項の標準化、(B) 財務報告における不必要な重複の除去、(C) 連邦支給の受領者における法令遵守に要する費用の削減、に関する提案が容易に行われるよう、試行プログラムを実施するためのウェブサイトを開設しなければならないと規定する。

加えて当該試行プログラムの要件を、(A) 連邦の委託契約、助成及び再助成を組み合わせたもので、その集計価額が10億ドル以上20億ドル以下のものを含むこと、(B) 連邦支給の受領者の多様なグループを含むこと、(C) 実行可能な範囲で、複数の機関にわたる複数のプログラムから連邦支給を受ける受領者を含むこと、と定める。

（3）試行プログラムの終了及び連邦議会への報告

試行プログラムは、開設から2年を経過した日に終了する。行政管理予算局長は、終了日から90日以内に、上院の国土安全保障・政府問題委員会（Committee on Homeland Security and Governmental Affairs）及び予算委員会（Committee on the Budget）並びに下院の行政監視・政府改革委員会（Committee on Oversight and Government Reform）⁽¹⁶⁾ 及び予算委員会に対し、試行プログラムに関する報告書を提出しなければならない。報告書には、(A) 試行プログラムに基づき収集されたデータに係る記述、提供されたデータの有用性及び受領者からデータを収集するための費用、(B) (i) 連邦支給の受領者に対する費用を削減するための連邦財政報告を統合化する見地、(ii) 効率性を高め、かつ、連邦支給の受領者に対して費用を削減するための連邦財政報告を自動化する見地、(iii) 連邦支給の受領者の報告要件の簡素化、(iv) 財政の透明性の向上のために求められる立法措置に係る検討及び勧告を記載しなければならない。

（4）報告の簡素化に係る指導

行政管理予算局長は、上述の報告書の提出から1年以内に、(A) 報告義務の遵守に係る負担の軽減、(B) 重複する報告の削減を含む報告過程の簡素化を目的として、政府全体の財政デー

(16) 2019年1月に始まった第116議会からは行政監視・改革委員会（Committee on Oversight and Reform）と改称された。

タ基準が、連邦支給を受領する団体が提出する情報にいかに応用されるべきか、連邦機関の長に対する指導を行わなければならない。

4 連邦資金支出に関する説明責任の強化（第 6 条）

第 6 条を新設し、連邦各機関の監察総監に対し、合衆国会計検査院長と協議した上で、(A) この法律に基づき、連邦機関が提出した支出データの統計的に適正な抽出サンプルを見直すこと、(B) 抽出されたデータの完全性、適時性、品質及び正確性並びに連邦機関によるデータ基準の実装及び使用について評価した報告書を連邦議会に提出し、公表することを義務付ける。

また、合衆国会計検査院長に対し、上述の報告書を審査した後、この法律に基づいて連邦機関によって提出されたデータの完全性、適時性、品質及び正確性並びに連邦諸機関によるデータ基準の実装及び使用に関する評価及び比較をした報告書を連邦議会に提出し及び公表することを義務付ける。

おわりに

2014 年 DATA 法の成立から 5 年が経過した現在、各連邦機関は、行政管理予算局及び財務省により策定されたデータ基準に基づき、連邦支給の報告を行っている。ただし、2017 年 11 月に公表された合衆国会計検査院による報告⁽¹⁷⁾ では、USASpending.gov に提出されたデータの完全性及び正確性における問題及び課題が数多く指摘されている。連邦支給データの自由な流通、相互運用性の確保及び容易に比較可能なデータの公開という 2014 年 DATA 法の達成目標を具体化するために開設された USASpending.gov のウェブサイトでは、データ品質の課題にサイト運用を継続しながら取り組んでいくとされている。

参考文献

- ・ Jennifer Teefy, “Tracking Federal Awards: USAspending.gov and Other Data Sources,” *CRS Report*, R44027, October 23, 2018. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R44027>>
- ・ “Digital Accountability and Transparency Act of 2013: Report of the Committee on Homeland Security and Governmental Affairs United States Senate to accompany S. 994,” No.113-139, March 27, 2014. <<https://www.congress.gov/113/crpt/srpt139/CRPT-113srpt139.pdf>>

(はらだ ひさよし)

(17) U.S. Government Accountability Office, “DATA Act: OMB, Treasury, and Agencies Need to Improve Completeness and Accuracy of Spending Data and Disclose Limitations,” GAO-18-138, November 8, 2017. <<https://www.gao.gov/assets/690/688217.pdf>>

2006 年連邦資金に係る説明責任及び透明性の確保に関する法律 (2014 年改正)

Federal Funding Accountability and Transparency Act of 2006 (Amendment of 2014)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 原田 久義訳
調査及び立法考査局英米法研究会訳*

【目次】

- 第 1 条 略称
- 第 2 条 連邦資金受領団体の完全公開
- 第 3 条 連邦資金の完全公開
- 第 4 条 データ基準
- 第 5 条 連邦支給報告の簡素化
- 第 6 条 連邦資金支出に関する説明責任
- 第 7 条 機密情報及び要保護情報
- 第 8 条 私的訴権の否定

第 1 条 略称

この法律⁽¹⁾は、「2006 年連邦資金に係る説明責任及び透明性の確保に関する法律」と引用することができる。

* この翻訳は、Federal Funding Accountability and Transparency Act of 2006, P.L.109-282. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-120/pdf/STATUTE-120-Pg1186.pdf>> の Government Funding Transparency Act of 2008, P.L.110-252. <<https://www.congress.gov/110/plaws/publ252/PLAW-110publ252.pdf>> 及び Digital Accountability and Transparency Act of 2014, P.L.113-101. <<https://www.congress.gov/113/plaws/publ101/PLAW-113publ101.pdf>> による改正を取り込み、訳出したもので、調査及び立法考査局英米法研究会の平成 29 年 9 月から平成 31 年 1 月までの活動の成果である。当会の構成メンバー（当時）は、岡久慶、田中嘉彦、田村英彰、田村祐子、原田圭子、原田久義、廣瀬淳哉、藤戸敬貴、松澤貴弘、山田邦夫、米井大貴である。訳文中 [] 内の語句は、訳者が補ったものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 3 月 11 日である。

- (1) Federal Funding Accountability and Transparency Act of 2006, P.L.109-282. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-120/pdf/STATUTE-120-Pg1186.pdf>> この法律は、2014 年改正により内容が一新された。2014 年改正の略称として「公法律第 113-101 号第 1 条（2014 年 5 月 9 日 128 Stat.1146）は、「この法律（この編の第 3512 条及び第 3716 条を改め、並びにこの条の下に注記として提示される規定を定め、及び改める [法律]）は、2014 年デジタル情報による説明責任及び透明性の確保に関する法律又は DATA 法と引用することができる」と規定した。」と注記されている。また、2014 年の改正法の目的規定にその趣旨が次のとおり示されている。「公法律第 113-101 号第 2 条（2014 年 5 月 9 日 128 Stat.1146）は、次のように規定した。この法律（2014 年改正の略称を定める上掲注記（notes）を見よ。）の目的は、次に掲げるとおりとする。（1）2006 年連邦資金に係る説明責任及び透明性の確保に関する法律 [公法律第 109-282 号]（合衆国法典第 31 編第 6101 条注記）を拡充し、連邦機関の直接支出を公開すること、並びに連邦の委託契約、貸付け及び助成金支出の情報を連邦機関のプログラムに関連付けることにより、納税者及び政策策定者が、連邦支出の追跡をより効果的に行うことができるようにすること。（2）財務データに対する政府全体のデータ基準を確立し、納税者及び政策策定者のために USASpending.gov（又はデータを表示する後継システム）上に正確に表示され、一貫性があり、信頼性があり、かつ、検索可能な政府全体の支出データを提供すること。（3）連邦資金受領団体の報告を、透明性を高める一方で、報告要件の合理化及び報告義務に係る費用の削減により、簡素化すること。（4）連邦機関に、提出されたデータの完全性及び正確性に関する説明責任を果たさせることにより、USASpending.gov に提出されるデータの質を高めること。（5）全ての連邦政府全体の支出に対して、景気回復説明責任・透明性委員会により開発された手法を適用すること」。

第2条 連邦資金受領団体の完全公開

(a) 定義—この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 局長—「局長」とは、行政管理予算局長をいう。
- (2) 団体—「団体」とは、次に定めるとおりとする。
 - (A) 営利又は非営利にかかわらず、次のものを含む。
 - (i) 法人
 - (ii) 協会
 - (iii) 合名会社
 - (iv) 有限責任会社
 - (v) 有限責任事業組合
 - (vi) 個人事業体
 - (vii) その他の法定事業団体
 - (viii) その他 (B) 又は (C) により除外されない被助成者又は委託業者
 - (ix) 州又は地方自治体 (locality)
 - (B) 2009 年 1 月 1 日以後にあっては、再委託業者又は再被助成者を含む。
 - (C) 次に掲げるものは、含まない。
 - (i) 連邦補助の個人の受領者
 - (ii) 連邦職員
- (3) 連邦機関—「連邦機関」とは、合衆国法典第 5 編第 105 条において「行政機関」に付与された意義⁽²⁾を有する。
- (4) 連邦支給—「連邦支給」とは、次に定めるとおりとする。
 - (A) 次に掲げる連邦の財政的補助及び支出をいう。
 - (i) 助成、再助成⁽³⁾、貸付け、支給、協力協定⁽⁴⁾その他の財政的補助の形式を含む。
 - (ii) 委託契約、再委託契約、購入発注、作業発注及び配送発注を含む。
 - (B) 25,000 ドル⁽⁵⁾未満の個別取引は、含まない。
 - (C) 2008 年 10 月 1 日より前にあっては、クレジットカード取引は、含まない。
- (5) 費目分類—「費目分類」とは、合衆国法典第 31 編第 1105 条 (a) 項の規定に基づき提出される大統領の年度予算案において、連邦政府が購入する財又はサービスの種類に対して、割り当てる区分をいう。
- (6) プログラム活動—「プログラム活動」とは、合衆国法典第 31 編第 1115 条 (h) 項においてその用語に付与された意義⁽⁶⁾を有する。
- (7) 検索可能なウェブサイト—「検索可能なウェブサイト」とは、公衆に次の行為をすることを可能とするウェブサイトをいう。
 - (A) (b) 項第 (1) 号に定める記載事項によって連邦資金支出を検索し、集計すること。

(2) 省 (Executive department)、公社 (Government corporation) 及び独立機関 (Independent establishment) と定義する。

(3) 助成金を受領した機関等が、その助成金を元にして別の機関に助成を行うこと。

(4) 連邦政府と州又は地方政府等の間で、金品等の移転に伴い交わされる法律文書。

(5) 1 ドルは約 109 円 (平成 31 年 3 月分報告省令レート)。

(6) 合衆国政府の年度予算における財政スケジュール及びプログラムに列挙された特定の活動又はプロジェクトと定義する。

(B) 1 度の検索で、会計年度ごとに、連邦支給によって、第 (2) 号 (A)(i) にいう団体に支給される連邦資金支出の総額を確認すること。

(C) 1 度の検索で、会計年度ごとに、連邦支給によって、第 (2) 号 (A)(ii) にいう団体に支給される連邦資金支出の総額を確認すること。

(D) 検索結果に含まれるデータであって、(A) に定めるものをダウンロードすること。

(8) 長官―「長官」とは、財務長官をいう。

(b) 一般規定

(1) ウェブサイト―行政管理予算局は、この条、2002 年電子政府法第 204 条（公法律第 107-347 号。合衆国法典第 44 編第 3501 条注記）及び連邦調達政策局法（〔旧〕合衆国法典第 41 編第 403〔401〕条以下）〔現在は第 41 編サブタイトル I の B 節（第 1123 条、第 2303 条、第 2304 条及び第 2313 条を除く。）〕の規定に従って、2008 年 1 月 1 日までに、公衆が無料で接続でき、各連邦支給について次に掲げる事項を記載した単一の検索可能なウェブサイトを開設し、運営するものとする。

(A) 〔連邦〕支給受領団体の名称

(B) 支給の額

(C) 取引種別、資金支出機関、北米産業分類システム（North American Industry Classification System）⁽⁷⁾ コード又は連邦国内補助金一覧（Catalog of Federal Domestic Assistance）番号（該当する場合）、プログラムの根拠及び各資金支出目的を説明する支給の件名を含む支給の情報

(D) 〔連邦〕支給受領団体の所在地及び支給に基づく活動の主な場所（市、州、下院議員選挙区及び国）

(E) 〔連邦〕支給受領団体の一意識別子及び当該団体が別の団体によって所有されている場合にあっては当該親団体の一意識別子

(F) 次に掲げる場合に該当するとき、団体の報酬上位 5 人の役員の氏名及びその報酬総額

(i) 団体が、前会計年度において、次の要件を満たす連邦支給を受領したとき。

(I) 年間総収入の 80 パーセント以上

(II) 2500 万ドル以上の年間総収入

(ii) 公衆が、1934 年証券取引法 ⁽⁸⁾ 第 13 条 (a) 項若しくは第 15 条 (d) 項（合衆国法典第 15 編第 78m 条 (a) 項、第 78o 条 (d) 項）又は 1986 年内国歳入法 ⁽⁹⁾ 第 6104 条の規定に基づいて提出された定期報告書によって、当該団体の上級幹部の報酬に関する情報を得ることができないとき。

(G) その他行政管理予算局によって指定された関連情報

(2) データの範囲―当該ウェブサイトは、2007 会計年度及びこれに続く各会計年度のデータを含むものとする。

(7) 1997 年に、アメリカ・カナダ・メキシコの統計当局の協議を経て制定された相互に共通する産業分類。

(8) Securities Exchange Act of 1934, 15 U.S.C. § 78a et seq. United States Code website <<http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=15+U.S.C.+%81%98+78a&f=treesort&fq=true&num=40&hl=true&edition=prelim&granuleId=USC-prelim-title15-section78a>>

(9) 1986 年税制改革法（Tax Reform Act of 1986, P.L.99-514）の一部

- (3) 機関の指定一局長は、単一のウェブサイトの開発、開設、運営及びサポートに参加する 1 又は 2 以上の連邦機関を指定する権限を有する。最初に指定を行うとき又は事後に指示及び指導を行うとき、局長は指定された各機関の責務の範囲を定めることができる。
- (4) 機関の責務—連邦機関は、局長がウェブサイトを開設し、運営することを支援するために、第 (3) 号の規定に基づいて局長が行った指示及び指導を遵守し、要請があったときは局長に適切な支援を与えるものとする。
- (c) ウェブサイト—この条の規定に基づいて開設されるウェブサイトは、次のとおりとする。
- (1) 連邦調達データシステム、連邦補助金支給データシステム及び Grants.gov⁽¹⁰⁾ の全てが当該ウェブサイトを通じて検索することができ、この法律に定める当該ウェブサイト上の検索によってアクセスできる場合であって、利用者が次の項目に検索範囲を特定することができるときには、当該ウェブサイトのデータの情報源として、これらを用いることができる。
- (A) 連邦の委託契約及び再委託契約
- (B) 助成、再助成、貸付け、支給、協力協定その他の財政的補助の形式
- (2) 連邦調達データシステムウェブサイト、連邦補助金支給データシステムウェブサイト、Grants.gov ウェブサイト又はその他既存のウェブサイトにハイパーリンクを設定しているとしても、(b) 項第 (1) 号に定める情報事項が、1 度の検索で検索項目により電子的に検索できない場合には、法に遵守しているとはみなされない。
- (3) 公衆が当該サイトの利便性に関する情報提供及び改善のための提案を行う機会を提供しなければならない。
- (4) 掲載を要する全ての連邦支給の支給から 30 日以内に更新されなければならない。
- (5) (a) 項にいう連邦支給について、(a) 項第 (2) 号 (A)(i) にいう連邦支給と (a) 項第 (2) 号 (A)(ii) にいう連邦支給とを区別するため、個別の検索 [方法] を提供しなければならない。
- (6) データを二重に計算することなく、第 (1) 号から第 (5) 号までに規定するところのデータを集計する機能を有しなければならない。
- (7) この条の規定に基づき公表される全ての情報は次のように利用可能としなければならない。
- (A) 機械可読かつオープンな形式であること。
- (B) 一括ダウンロードが可能であること。
- (C) 実行可能な範囲で、自動処理が可能であること。
- (d) 再支給データ—
- (1) 試行プログラム—
- (A) 一般規定—局長は、2007 年 7 月 1 日までに、次に掲げる目的のため、試行プログラムを開始するものとする。
- (i) 再助成及び再委託契約に関するデータの収集及び登録に係る試験をすること。

(10) GRANTS.GOV < <https://www.grants.gov/web/grants/home.html> > 連邦政府の助成金の検索・申込みを一元的に行うことを可能とする 2002 年に開設されたウェブサイト。

- (ii) 次に掲げる事項を含む、連邦政府全体を通じての再支給報告プログラムの実行方法を決定すること。
 - (I) 再助成又は再委託契約を行った団体が、その下で再支給に係る報告要件を満たす責任を果たすことができる報告システム
 - (II) ウェブサイトのデザイン及び利便性に対する機関及び公衆からのフィードバックを集約し、反映させるための仕組み
 - (B) 終了—(A) の規定に基づく試行プログラムは、2009 年 1 月 1 日までに終了するものとする。
- (2) 再支給の報告—
- (A) 一般規定—局長は、第 (1) 号の規定に基づき実施される試行プログラムを基に、(B) に規定する場合を除き、2009 年 1 月 1 日までに次に掲げる事項について措置をとらなければならない。
 - (i) 再支給に関するデータを、その他の連邦支給に関するデータについてこの法律に定める方法と同じ方法で公開しなければならない。
 - (ii) (i) の規定における再支給に係るデータの収集及び頒布の方法を次に掲げるとおりとしなければならない。
 - (I) 連邦支給の受領者及び再支給の受領者に課される負担を最小化すること。
 - (II) 連邦支給の受領者及び再支給の受領者が、再支給データの収集及び報告のための相当な費用を間接費用として計上することを認めること。
 - (III) 包括的助成、定型的助成並びに州政府及び地方政府に対するその他の種類の補助の下における再助成データを収集するための費用効果の高い要件を確立すること。
 - (B) 期限の延長—州、地方又は部族政府⁽¹¹⁾ を通じて連邦資金の再支給を受ける者に対して、局長は、その他の連邦支給と同じ方法による当該再支給に関するデータの公開措置の期限を、その遵守が再支給の受領者にとって不当な負担となり得ると判断した場合には、18 月を超えない範囲で延長することができる。
 - (e) 例外規定—全ての収入源からの総収入がその団体に係る前税務年度において 30 万ドルを超えなかったことを局長に証明した団体は、(d) 項の規定に基づく再支給報告義務を課することが当該団体に不当な負担を生じさせるものではないと局長が決定するまでの間、当該再支給報告義務を免除されるものとする。
 - (f) 解釈規定—この法律のいかなる規定も、行政管理予算局が、この条の規定に基づき開設したウェブサイトにより、他の連邦データベースにおいて公開されるデータへのアクセスを提供することを禁ずるものではない。
- (g) 報告—
- (1) 一般規定—局長は、上院国土安全保障・政府問題委員会及び下院政府改革委員会（現行の行政監視・政府改革委員会⁽¹²⁾）に対して、この条の規定に基づき開設したウェブサイトの実施状況に関する年次報告書を提出するものとする。

(11) 2016 年現在、合衆国に存在する 567 の連邦承認部族は、部族政府を有している。部族政府は、内務省インディアン局の監督下において、対外的には州、カウンティから独立した自治機能を持ち、対内的には部族成員の意思決定機関としての役割を担う。阿部珠理編著『アメリカ先住民を知るための 62 章』明石書店、2016、p.56。

- (2) 内容—第 (1) 号の規定に基づき提出された各報告書は、次の内容を含むものとする。
- (A) 利用状況及びサイトの利便性に関する公衆からのフィードバックに関するデータ（データの品質及び収集状況の改善のための提案を含む。）
 - (B) 連邦支給及び再支給の受領者に課せられた報告の負担の評価
 - (C) 適用可能な場合にあっては、(d) 項第 (2) 号 (B) の規定に基づく再支給報告の期限の延長に係る説明
- (3) 公表—局長は、第 (1) 号の規定に基づき提出された各報告書を、この条の規定に基づき開設したウェブサイト上において公表するものとする。

第 3 条 連邦資金の完全公開

- (a) 一般規定—長官は、局長と協議した上で、2014 年デジタル情報による説明責任及び透明性の確保に関する法律の制定日（2014 年 5 月 9 日）から 3 年以内を起点として、それ以降、少なくとも四半期ごとに、実行可能な場合は毎月、第 2 条の規定に基づき開設したウェブサイトにおいて、(b) 項に掲げる情報を掲載しなければならない。
- (b) 掲載すべき情報—連邦機関又は連邦機関の構成体が利用可能であり又はこれらにより支出される資金について、次に掲げる情報を掲載するものとする。
- (1) 支出期限の満了又は未了にかかわらず、各歳出予算勘定における次の金額
 - (A) 歳出予算権限額
 - (B) 支出負担確定額
 - (C) 支出負担行為未済額
 - (D) その他予算財源額
 - (2) 次に係る勘定及び金額
 - (A) 各プログラム活動に対する支出負担確定歳出予算額
 - (B) 各プログラム活動に対する支出額
 - (3) 次に係る勘定及び金額
 - (A) 各費目分類に対する支出負担確定歳出予算額
 - (B) 各費目分類に対する支出額
 - (4) 各プログラム活動における次の金額
 - (A) 各費目分類に対する支出負担確定額
 - (B) 各費目分類に対する支出額

第 4 条 データ基準

- (a) 一般規定—
- (1) 基準の策定—長官及び局長は、連邦機関の長と協議の上、連邦機関及び連邦資金受領団体が利用可能であり又はこれらにより支出される連邦資金について、政府全体の財務データ基準を策定するものとする。
 - (2) データ要素—第 (1) 号の規定に基づいて策定する財務データ基準は、連邦機関及び連邦資金受領団体が報告することを求められる財務・支払情報についての共通データ要素を含むものとする。

(12) 2019 年 1 月に始まった第 116 議会からは行政監視・改革委員会（Committee on Oversight and Reform）と改称された。

(b) 要件一(a) 項の規定に基づいて策定するデータ基準は、合理的かつ実行可能な範囲で次の条件を満たすものとする。

(1) 次に掲げる機関によって開発され及び維持される共通データ要素その他の広く受容された共通データ要素を取り入れること。

(A) 自主的合意基準の整備を行う国際組織

(B) 委託及び財政的補助に関する権限を有する連邦機関

(C) 会計基準機関

(2) 広く受け入れられ、独自仕様でなく検索可能でありプラットフォームに依存しないコンピュータ可読の形式を取り入れること。

(3) 連邦支給及び連邦支給受領団体についての、政府全体で一貫して適用され得る一意識別子を含むこと。

(4) 適用する会計原則に合致し、これを満たすものであること。

(5) 必要に応じた継続的なアップグレードが可能であること。

(6) 複数のプログラム活動を通じたデータを含む、一貫性があり、かつ、比較可能なデータを作成すること。

(7) 報告期間、報告団体、量的単位その他の関連する属性を伝達するための標準的手段を確立すること。

(c) 期限一

(1) 指導一局長及び長官は、2014 年デジタル情報による説明責任及び透明性の確保に関する法律の制定日（2014 年 5 月 9 日）から 1 年以内に、連邦機関に対し、(a) 項の規定に基づき策定されるデータ基準について、指導を行うものとする。

(2) 機関一

(A) 一般規定一各連邦機関は、(B) の場合を除き、第 (1) 号の規定に基づく指導が行われた日から 2 年以内に、財務・支払情報データを、(a) 項の規定に基づき策定されるデータ基準に従って報告するものとする。

(B) 国防総省の財務諸表についての監査可能性への不干渉一

(i) 一般規定一国防長官からの要請があったときは、局長は、国防総省について、(a) 項の規定に基づき策定されるデータ基準に従ってなされるところの、(A) に規定する財務・支払情報データの報告の期限を、6 月を超えない範囲で延長することを許可することができる。

(ii) 制限一局長は、国防長官に対し、(i) の規定に基づく延長を 3 回を超えて許可してはならない。

(iii) 通知一行政管理予算局長は、上院の国土安全保障・政府問題委員会及び軍事委員会並びに下院の行政監視・政府改革委員会及び軍事委員会に対して、次の事項を通知するものとする。

(I) (i) の規定に基づく延長の許可

(II) 延長を許可した理由

(3) ウェブサイト一局長及び長官は、第 (1) 号の規定に基づく指導が行われた日から 3 年以内に、(a) 項の規定に基づき策定されたデータ基準が第 2 条の規定に基づき開設されたウェブサイトにおいて利用可能となったデータにも適用されるようにしなければならない

ない。

- (d) 協議一局長及び長官は、この条の規定に基づくデータ基準の策定に当たって、公共部門及び民間部門における利害関係者と協議するものとする。

第5条 連邦支給報告の簡素化

- (a) 一般規定一局長は、関係する連邦機関、州政府及び地方政府を含む連邦支給の受領者並びに高等教育機関（1965年高等教育法第102条（合衆国法典第20編第1002条）で定義されるもの）と協議の上で、次に掲げるものを特定するために、連邦支給の受領者が報告することを求められる情報について見直すものとする。

- (1) 連邦政府全体を通じての共通報告事項
- (2) 財務報告における不必要な重複
- (3) 連邦支給の受領者にとって不必要に負担となる報告要件

(b) 試行プログラム—

- (1) 開設一局長又は局長が指定する連邦機関は、2014年デジタル情報による説明責任及び透明性の確保に関する法律の制定日（2014年5月9日）から1年以内に、適切な連邦機関の参加を得て、次に掲げる提案が容易に行われるように、試行プログラム（この条における「試行プログラム」とはこれをいう。）を開設するものとする。

- (A) 連邦政府全体を通じた報告事項の標準化
- (B) 財務報告における不必要な重複の除去
- (C) 連邦支給の受領者における法令遵守に要する費用の削減

- (2) 要件—試行プログラムは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (A) 連邦の委託契約、助成及び再助成を組み合わせたもので、その集計価額が10億ドル以上20億ドル以下のものを含むこと。
- (B) 連邦支給の受領者の多様なグループを含むこと。
- (C) 実行可能な範囲で、複数の機関にわたる複数のプログラムから連邦支給を受ける受領者を含むこと。

- (3) データの収集—試行プログラムは、12月の報告周期の間に収集したデータを含むものとする。

- (4) 報告及び評価の要件—試行プログラムに参加する連邦支給の各受領者は、行政管理予算局又は第(1)号の規定に基づき指定された連邦機関に対し、適切な方法で、選択された連邦支給について要請された報告書を提出するものとする。

- (5) 終了—試行プログラムは、試行プログラムが開設された日から2年を経過した日に終了するものとする。

- (6) 連邦議会への報告—第(5)号の規定に基づき試行プログラムが終了した日から90日以内に、局長は、上院の国土安全保障・政府問題委員会及び予算委員会並びに下院の行政監視・政府改革委員会及び予算委員会に対し、次の事項を含む試行プログラムに関する報告書を提出するものとする。

- (A) 試行プログラムに基づき収集されたデータに係る記述、提供されたデータの有用性及び受領者からデータを収集するための費用。
- (B) 次の事項のために求められる立法措置及び勧告に係る検討。

- (i) 連邦支給の受領者に対する費用を削減するための連邦財政報告を統合化する側面

- (ii) 効率性を高め、かつ、連邦支給の受領者に対して費用を削減するための連邦財政報告を自動化する側面
 - (iii) 連邦支給の受領者の報告要件の簡素化
 - (iv) 財政の透明性の向上
- (7) 政府全体の実施—第 (6) 号の規定に基づき、局長が報告書を提出した日から 1 年以内に、局長は、第 4 条 (a) 項の規定に基づき策定された政府全体の財政データ基準が、連邦支給受領団体が報告することを求められる情報に、次に掲げる目的に合わせて、いかに適用されるべきかについて、連邦機関の長に対する指導を行うものとする。
- (A) 報告義務の遵守に係る負担の軽減
 - (B) 重複する報告の削減を含む報告過程の簡素化

第 6 条 連邦資金支出に関する説明責任

(a) 監察総監報告書—

- (1) 一般規定—連邦各機関の監察総監（Inspector General）⁽¹³⁾ は、第 (2) 号の規定に従い、合衆国会計検査院長と協議した上で、次に掲げることを行うものとする。
- (A) この法律の規定に基づき、連邦機関が提出した支出データの統計的に適正な抽出方法を見直すこと。
 - (B) 抽出されたデータの完全性、適時性、品質及び正確性並びに連邦機関によるデータ基準の実装及び使用について評価した報告書を連邦議会に提出し、公表すること。

(2) 期限—

- (A) 第一報告書—局長及び長官が、第 4 条第 (c) 項 (1) 号の規定に基づいて連邦機関に対して指導を行った日から 18 月以内に、連邦各機関の監察総監は、第 (1) 号にいう報告書を提出し、公表するものとする。
- (B) 追加報告書—連邦各機関の監察総監は、(A) の規定に基づく報告書の後、合衆国法典第 31 編第 3521 条第 (f) 項及び第 9105 条第 (a) 項第 (3) 号の各規定に基づき第二及び第四の報告書を提出した日に、第 (1) 号にいう報告書を提出し、公表するものとする。この規定に基づいて提出する報告書は、合衆国法典第 31 編第 3521 条第 (f) 項又は第 9105 条第 (a) 項第 (3) 号の規定に基づいて提出する報告書の一部として提出することができる。

(b) 会計検査院長報告書—

- (1) 一般規定—合衆国会計検査院長は、第 (2) 号の規定に従い、かつ、(a) 項の規定に基づいて提出された報告書を審査した後、この法律の規定に基づいて連邦機関によって提出されたデータの完全性、適時性、品質及び正確性並びに連邦諸機関によるデータ基準の実装及び使用に関する評価及び比較をした報告書を連邦議会に提出し及び公表するものとする。
- (2) 期限—局長及び長官が第 4 条 (c) 項第 (1) 号の規定に基づいて連邦機関に対する指導をした日から 30 月以内に、その後はこの項の規定に基づいて第一報告書が提出された日

(13) 連邦政府の各省庁や独立委員会などの機関に置かれ、省庁等の活動やプログラムについて、会計検査院（GAO）の定めた政府監査基準に基づいて、財務諸表など財務関連の監査や、検査、調査及び業績監査を実施する。廣瀬淳子「アメリカにおける行政評価と行政監視の現状と課題」『レファレンス』664 号、2006.5、p.50. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999837_po_066404.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>

から4年を経過した日まで2年ごとに、合衆国会計検査院長は、第(1)号に規定する報告書を〔連邦議会に〕提出し及び公表するものとする。

(c) 景気回復説明責任・透明性委員会データ分析センター

(1) 一般規定—長官は、次に掲げる事項を促進するため、データ分析センターを設立し、又はデータ、分析ツール及びデータ管理技術を提供する既存のサービスを拡充することができる。

(A) 連邦機関による不適切な支払の予防及び減少

(B) 連邦支出における効率性及び透明性の向上

(2) データの可用性—長官は、監察総監及び連邦法執行機関を含む連邦機関との間で了解覚書を締結するものとする。

(A) 当該了解覚書に基づき、長官は、次に掲げる目的で、データ分析センターからデータを提供することができる。

(i) 第(1)号に規定する目的

(ii) 連邦支出に関する浪費、詐欺及び悪用の同定、予防及び減少

(iii) 犯罪捜査その他の調査の実施における使用

(B) 当該了解覚書において、連邦機関、監察総監又は連邦法執行機関に対し、合意の実施のための適切な費用を長官に償還することを求めることができる。

(3) 移管—データ分析センターを設立し又は第(1)号のサービスを拡充するとき、及び景気回復説明責任・透明性委員会が終了する日又はその日の前に、合衆国法典第31編第1531条の規定に基づき必要とされると局長が決定した他の移管に加えて、連邦資金の使用における浪費、詐欺及び悪用についての検査に関する景気回復説明責任透明性委員会景気回復運用センターの運用及び活動に資すると長官が認めた全ての財産であって移転の日より前に存在するものは、財務省に移管する。

第7条 機密情報及び要保護情報

この法律のいかなる規定も、次に掲げる情報を公衆に公開することを義務付けるものではない。

(1) 合衆国法典第5編第552条（一般に「情報自由法」として知られる。）の規定により公開の対象外となる情報

(2) 合衆国法典第5編第552a条（一般に「1974年プライバシー法」として知られる。）又は1986年内国歳入法第6103条（合衆国法典第26編第6103条）の規定により保護される情報

第8条 私的訴権の否定

この法律のいかなる条項も、この法律の規定の執行のための私的訴権を創設するものと解釈してはならない。

（はらだ ひさよし）